

# 令和7年度高知県スクールソーシャルワーカー新規採用選考実施要項

令和7年1月  
高知県教育委員会

高知県内の県立学校（県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校）に配置するスクールソーシャルワーカーを、以下のとおり募集します。

## 1 職種

会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）

## 2 応募資格

スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、以下の①～④のいずれかの条件を満たす者とします。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）のいずれにも該当しない者とします。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ ①、②以外の福祉に関する専門的な資格を有する者
- ④ 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者

## 3 採用予定者数

若干名

## 4 採用期間・報酬等

### (1) 採用期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

※次年度以降も、勤務を希望する者には「継続審査」を実施し、勤務成績が良好な場合に限り、3年を上限として延長することがあります。

### (2) 勤務条件

勤務条件は以下のとおりです。

#### ア 報酬等（令和6年度実績）

- スクールソーシャルワーカー 1時間当たり 3,100円
- 交通費及び活動旅費は、県の旅費規程に基づき別途支給します。

#### イ 勤務日数等

- 年間300時間程度（担当校や担当校数等により異なります）

※高知県教育委員会が定めるところにより、条件が変更となる場合があります。

### (3) 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、以下に掲げる職務を行います。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等への研修活動
- カ 県が主催する研修会への参加 等

※ 主な研修会：「相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会（ブロック別開催）」  
「スクールソーシャルワーカー初任者研修会」  
上記の他に、別途、研修会を開催する場合があります。

### (4) その他

地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の命令に従う義務が課せられています。義務に違反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。

- ア サービスの根本基準
- イ サービスの宣誓
- ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- エ 信用失墜行為の禁止
- オ 秘密を守る義務
- カ 職務に専念する義務
- キ 政治的行為の制限
- ク 争議行為等の禁止
- ケ 営利企業への従事等の制限

## 5 選考

(1) 選考方法	記述試験（30分）及び個人面接（20分程度）
(2) 選考実施日	令和7年2月14日（金） 受付開始 : 13時30分 注意事項説明 : 13時55分 記述試験 : 14時00分～14時30分 個人面接 : 14時40分～
(3) 会場	高知県心の教育センター (高知市大原町120-1)

## 6 選考結果

令和7年2月28日（金）までに、本人宛てに通知します（高知県教育委員会のホームページ等での発表はありません）。

## 7 採用までの手続き

(1) 合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

(2) 正式採用者には、令和7年3月7日（金）を目途に、その旨を連絡します。

## 8 受験の手続

(1) 申込方法	下記(3)提出書類を同封の上、封筒の表側に「 <b>新規採用選考申込</b> 」と朱書きし、「 <b>簡易書留</b> 」により郵送する、又は持参する場合は、高知県庁西庁舎2階人権教育・児童生徒課へ提出してください。 なお、持参する場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までです(最終日は17時まで)。
(2) 提出先	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
(3) 提出書類	①【別記様式1】令和7年度高知県スクールソーシャルワーカー希望調書 ②【別記様式2】令和7年度スクールソーシャルワーカー履歴書 ③最終学校の卒業(修了)証明書の原本(在学中の人は、卒業(修了)見込証明書) ④社会福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方は、登録証の写し ⑤返信用封筒1通〔長形3号封筒(12cm×23.5cm)に110円切手を貼り、郵便番号、住所(マンション名、〇〇方等詳しく記入)、氏名を明記したもの〕 ※①、②は、人権教育・児童生徒課ホームページからダウンロードしてください。 ※③、④については、令和6年度高知県スクールソーシャルワーカーとして勤務されている方で、新たに学校卒業(終了)や資格取得していない場合は提出不要です。
(4) 受付期限	令和7年2月6日(木) 17時必着 ※証明書類が間に合わない場合は、人権教育・児童生徒課までご連絡ください。

## 9 注意事項

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、受験資格、名簿登録及び採用は無効となります。また、採用候補者名簿に登録後、採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等は、返却いたしませんので予めご了承ください。

## 《参考》地方公務員法

(欠格条項)

- 第十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 《問い合わせ先》

〒780-0850  
高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局  
人権教育・児童生徒課 児童生徒支援担当  
電話番号(088)821-4937